

介護老人保健施設 かりや 運営規程

【指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）】

（事業の目的）

第1条 医療法人光慈会が開設する介護老人保健施設かりや（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
- 1 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の回復を図る。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 医療法人 光慈会 介護老人保健施設 かりや
- （2） 所在地 愛知県刈谷市小垣江町新庄33番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名 （医師と兼務）
施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 従業者

医師	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	9名以上
作業療法士	2名以上
理学療法士	2名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- （2） 営業時間 午前9時30分から午後5時15分までとする。

- (3) サービス提供時間 1 単位目 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 4 0 分までとする。
2 単位目 午前 1 0 時から午後 1 2 時 0 0 分までとする。

(通所リハビリテーション利用定員)

第 6 条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は 55 名とする。〔1 単位目 50 名 2 単位目 5 名（短時間通所リハビリテーション）〕

(保健施設サービスの内容及び利用料等)

第 7 条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）が法廷代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴（介護浴、特別浴）
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

(利用者負担の額)

第 8 条 利用負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担の額を別に定める利用料表により支払いを受ける。
- 2 教養娯楽費（クラブ活動費、催し物材料費等）につき、以下の費用を徴収する。

教養娯楽費 120 円／日

- 3 食費は、昼食 859 円（オヤツ含む）、夕食 707 円を徴収する。
- 4 オムツ代は、
布オムツ 40 円／枚 紙オムツ 150 円／枚、
紙パンツ 150 円／枚 パット 40 円／枚 とする。
- 5 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の費用は、30 分につき 500 円とする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前

に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 9 条 通常の送迎の実施地域は、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、東浦町の区域とする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第 10 条 1 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1） 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
- （2） 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- （3） 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（身体の拘束等）

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（虐待の防止等）

第 13 条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以に掲げる事項を実施する。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待防止のための指針を整備する。
- （3） 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第 14 条 施設は、防火管理者についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 1 施設は、支援相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 元年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。